

更新お忘れなく

マイナンバーカード・電子証明書には有効期限があります

マイナンバーカードは、顔写真付きの公的な本人確認書類として利用できるICカードです。申請は任意ですが、初回は手数料無料で発行できます(申請から発行まで2カ月程度)。

なお、マイナンバーカードおよびカードに格納されている電子証明書には有効期限=表1参照=があり、有効期限が近づくと、対象者(一部外国人住民を除く)に「有効期限通知書」が届きますので、確認のうえ、更新手続きを行ってください(有効期間満了の3カ月前から手続き可能)=表2参照。

表1 マイナンバーカード・電子証明書の有効期限

発行時の年齢	マイナンバーカードの有効期限	電子証明書の有効期限
20歳以上	発行日から10回目の誕生日	発行日から5回目の誕生日
19歳以下	発行日から5回目の誕生日	発行日から5回目の誕生日

※在留期間の定めのない外国人住民についても同様

表2 マイナンバーカード・電子証明書の更新手続きについて

更新するもの	窓口	備考
マイナンバーカード	市民第1課(市役所本庁舎1階)・各支所・アクタ西宮ステーション(祝・休日を除く月曜～金曜の午前9時～午後5時半 ※アクタ西宮ステーションのみ土・日曜、祝・休日の午前9時～午後4時受付可。12月29日～来年1月3日は除く) ※パソコン・スマートフォン・証明用写真機・郵送でも更新の申請ができます	手数料無料(カード紛失の場合は有料)。申請後、新しいカードができあがると「交付通知書」が届きます。事前予約のうえ、窓口で受取(更新前のカードは交付時に回収) ※窓口で更新の申請をする際に更新前のカードを返納すれば新しいカードの郵送も可(もう1点本人確認書類が必要)
電子証明書のみ	市民第1課(市役所本庁舎1階)・各支所・アクタ西宮ステーション(祝・休日を除く月曜～金曜の午前9時～午後5時半)	手数料無料。代理人が手続きする場合は、本人のマイナンバーカードのほかに、代理人の本人確認書類、「有効期限通知書」に同封の「照会書兼回答書(本人が記入し封をしたもの)」が必要

マイナンバーカード・電子証明書について詳しくは市のホームページ(カッコ内はページ番号)をご覧ください。

▶申請について(42754427)

▶更新について(22733694)

問 西宮市マイナンバーコールセンター(0570・00・2438)

作って活用！マイナンバーカード

皆さんはマイナンバーカード(下写真)をお持ちですか？

顔写真付き本人確認書類を持っていない人や、コンビニで各種証明書の交付を受けたい人、e-Tax(国税電子申告・納税システム)などを利用したい人には、マイナンバーカードがおすすです。



【表面】

氏名、住所、生年月日、性別、有効期限、顔写真



【裏面】

12桁のマイナンバー、氏名、生年月日

マイナンバーカードを使ってできること

- * マイナンバーの確認資料として利用
 - * 本人確認のための公的な証明書として利用
 - * 旧姓(旧氏)での本人確認が可能…請求によりマイナンバーカードに旧氏を併記することができます
 - * コンビニ・証明書自動交付機で、住民票の写しや印鑑登録証明書等の発行
 - * 図書借出券として利用
 - * e-Tax(国税電子申告・納税システム)などの各種行政手続のオンライン申請が可能 など
- ※今後、健康保険証としての機能や、マイナンバーカードを活用した消費活性化策(マイナポイント)の導入が予定されています

市税の納付は 便利な口座振替のご利用を

市税は、口座振替で納付できます。口座振替を利用すると、指定の預貯金口座から各納期の最終日(一括納付の利用者は第1期の最終日)に自動的に振替されるので、金融機関などに行く必要がなく、納付書の紛失や納め忘れの心配もありません。年度途中でも開始できます。

ぜひご利用ください=下表参照。

対象税目

市県民税(普通徴収)、固定資産税(償却資産を含む)・都市計画税、軽自動車税 ※いずれも定期課税分

申込方法	手続き場所	必要なもの
キャッシュカード ※利用できない金融機関やカードあり	・税務管理課(市役所本庁舎2階) ・各支所 ・アクタ西宮ステーション(サービスセンターは不可) ※いずれも受付時間は月曜～金曜(祝・休日を除く)の午前9時～午後5時半	・本人確認書類(免許証・保険証等) ・課税番号の分かる書類(納税通知書等) ・金融機関のキャッシュカード(暗証番号が必要)
申込書	・金融機関窓口 ※申込書は市内の金融機関等の窓口にあります。市外の店舗を利用する場合は税務管理課へ問合せを	・通帳 ・金融機関届出印 ・課税番号の分かる書類(納税通知書等)

問 税務管理課(0798・35・3234)

事業主の皆さんへ～特別徴収にご協力を

個人住民税の特別徴収は、事業主が毎月従業員の給与から個人住民税を引き取り、従業員に代わって市町に納入する制度です。

この制度は、所得税の源泉徴収を行う全ての事業主に義務付けられており、従業員にとっても納付忘れがなくなるなどのメリットがあります。

なお、兵庫県と県内全市町では平成30年度(2018年度)から特別徴収の徹底を一齐に行っています。引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

問 市民税課(0798・35・3217)



資源Aの収集日が 第1・2回目の水曜～金曜の地域

12月上旬が年内最終日です

第1・2回目の水曜～金曜に「資源A(新聞、ダンボール、紙パック、古着)」を収集する地域の年内最終日は下表のとおりです。

年末年始は生活ごみ、資源などが大変多くなるため収集時間が変わることがあります。収集日当日の午前8時までに出してください。

詳しくは、市のホームページ(ページ番号:33309847)をご覧ください。

「資源A」12月の収集日

収集地区	年内最終日
第1回目 水曜	12月4日(水)
第1回目 木曜	5日(木)
第1回目 金曜	6日(金)
第2回目 水曜	11日(水)
第2回目 木曜	12日(木)
第2回目 金曜	13日(金)

資源Aとは...



※12月18日以降に「資源A」を収集する地域の年内最終日や、年末年始のごみ収集については、本紙12月10日号に掲載します ※粗大ごみの収集・持ち込みは大変混み合います。早めに申込を

集団回収に取り組む団体に奨励金

新規団体は登録手続きを

市は、地域で自主的に新聞やダンボールなどを回収し、ごみの減量と再資源化に取り組んでいる団体に奨励金を交付しています。奨励金の交付には事前登録が必要ですので、希望団体は登録手続きをしてください。

【対象】次のいずれの要件も満たす営利を目的としない市内の地域団体
▷世帯数20世帯以上または構成人数20人以上

▷年2回以上かつ半年間に500*以上以上の再生資源を回収

※今回の新規登録団体は来年1月回収分から奨励金交付の対象

【新規登録手続き受付期間】12月1日～27日(毎年6・12月に受付)

問 美化企画課(0798・35・8653)